

2.米の安定供給に対する支援

(1) 米穀安定供給確保支援機構の指定

制度の変更点

これまでの計画流通制度が形骸化し、さらに同制度に基づく規制の多い多段階流通が、多様化する消費者ニーズに応えきれない状況となっていました。このため、同制度を廃止し、民間事業者による安定供給に資する自主的な取組を支援することで、米の安定供給を確保することとしました。そして、このような支援を行うことを目的とした、「米穀安定供給確保支援機構」(以下「米穀機構」といふ。)が設立され、平成16年4月に、改正食糧法に基づき、農林水産大臣が指定しました。

この米穀機構については、将来にわたって米産業の発展と安定供給の確保が図られるよう、改正食糧法に規定された集荷円滑化及び債務保証に係る業務のみならず、より幅広く米の安定供給に関する業務を行う組織として、これまで、債務保証を行ってきた(社)全国食糧信用協会(以下「食信協」といふ。)を母体として、もち米の安定供給事業を実施してきた(社)全国米麦改良協会、消費拡大事業等を実施してきた(財)全国米穀協会の組織と業務の再編・統合によって、設立されました。

また、計画流通制度が廃止され、これに基づく自主流通法人制度についても廃止されましたが、これまで自主流通法人が担ってきた生産者に対する情報提供や安定供給に資する米取引に対する助成に関する業務といった米の安定供給のための公益的機能についても、米穀機構が引き継ぎます。

米穀機構が行う支援の概要

米穀機構は、改正食糧法第9条に基づき、

集荷円滑化事業

債務保証事業

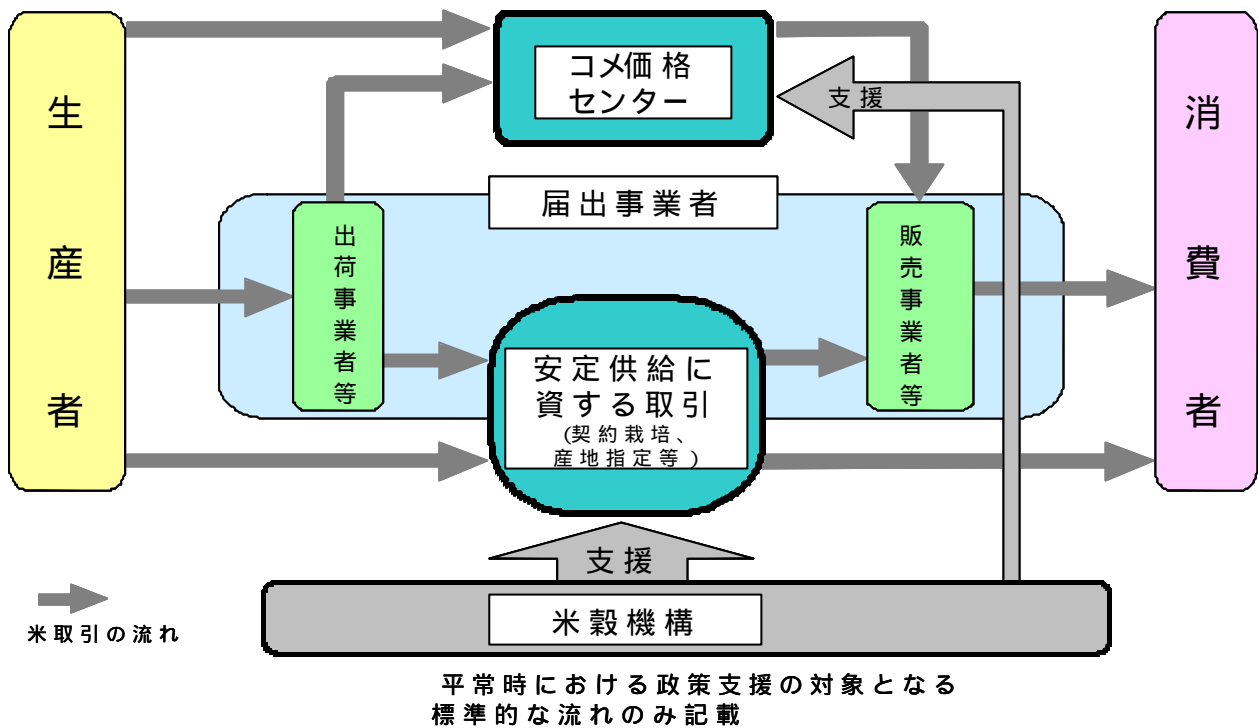
を行うだけでなく、今後予想される米流通の変化に対応するため、従来、自主流通法人が実施してきた

生産者への情報提供

安定供給に資する米取引に対する助成に関する業務

等を行うほか、もち米の安定供給事業、米の消費拡大事業等米穀の需給及び価格の安定に供する業務を幅広く行うこととしました。

米穀機構が行う安定供給に資する取引に対する支援のイメージ



用語解説、補足説明事項等

米穀機構は具体的にどのような支援を行うのですか？

集荷円滑化事業

- ・ 農協等が豊作による過剰米を主食用米等とは区分して保管し、市場から隔離する取組に対して、短期融資や助成を行います。
- ・ 短期融資の返済として、米穀機構に引き渡された豊作による過剰米を活用して、米の新規需要の開拓等を行います。

債務保証事業

- ・ 米の売買取引における販売事業者の買受代金に関する債務及び同事業者が販売業務を行うために必要な運転資金等につき保証を行います。
- ・ その際、新たな流通制度に合わせて、これまで食信協が行ってきた債務保証を、利用できる者をより拡大します。

流通助成

- ・ 平成17年度以降、県外の消費地に販売される産地米について、その安定的な供給を確保するための自主的な取組(安定的な長期契約等)及び計画的な「米穀価格形成センター」への上場に対し、国が助成することが検討されています。この助成の対象となる取組のために出荷団体等が造成した資金の管理、事業の執行の適正化を担保するため、事業の内容等を審査する第三者委員会の運営を米穀機構が行うことを予定しています。

もち米需給安定支援対策事業

- ・ 作柄や需要のわずかな変動により、需給の不均衡を生じやすいもち米の特性を踏まえ、もち米の需給の安定を図るため、供給過剰時の対策等を行うもち米需給安定支援対策事業を実施します。

米消費拡大事業

- ・ 医学・栄養学等の専門家と連携した普及事業やテレビ等の広報媒体を活用した普及事業、他団体と連携した普及事業などにより、米の消費拡大を促進します。
- ・ 16年度のテレビを活用した普及事業では、農林水産省、全国農業協同組合中央会と共同して、「小倉智昭 柴田理恵のいまどき！ごはん」を放送します。

情報提供事業

- ・ これまで、自主流通法人等が主催し、生産者に対して情報提供を行ってきた「米の需給・価格情報に関する委員会」に代わり、今後は米穀機構が生産者に対して米の需給情報を提供します。
- ・ また、消費者や流通業者に対しては、米をめぐる生産から消費に至る様々な情報をホームページを通じて提供します。